

平成 27 年度花巻市防災会議（第 1 回）【記録】

日 時 平成 27 年 6 月 5 日（金）午後 4 時 00～午後 5 時 30 分
場 所 花巻市生涯学習都市会館 1 階 講座室
出席者 会長、委員 29 名（欠席 4 名）、傍聴 0 名（他に報道機関 2 名）
内 容 1 開会
2 諮問 花巻市水防計画見直し案の諮問について
3 会長挨拶
4 議事
（1）会長の職務を代理する委員の指名
（2）花巻市水防計画の見直しについて
（3）花巻市地域防災計画の見直しについて
4 閉会

（開会前に、市長から委員に委嘱状を交付。）

事務局(防災危機 配付資料の確認後、花巻市防災会議の開会を宣言。
管理課赤沼係長)

会長(上田市長) 挨拶（要旨）
・先日は花巻市で震度 5 強を観測した地震があったが、職員は速やかに参集し、消防本部や消防団に協力いただきながら情報収集等に当たった。大きな被害はなかったが、今後の万が一の場合における対応の糧となったと思う。
・地震のほかにも、集中豪雨や河川洪水、土砂災害などの発生が想定される。
・今年度は、市内 4 か所で自主防災組織と合同の防災訓練も予定しており、災害時の協力体制を確認することも重要となる。
・水防計画、地域防災計画は、花巻市の防災体制をつくる基となる計画であり、忌憚のない意見をいただきたい。

事務局 会長が議長となって議事を進行することを説明。

議 長(会長) 議事(1)「会長の職務を代理する委員の指名」について説明を求める。

事務局(防災危機 花巻市防災会議条例に基づく職務代理者について説明。
管理課長)

会 長 花巻市総合政策部長を指名。

(職務代理者の承認を確認)

議 長 議事(2)花巻市水防計画（見直し案）について説明を求める。

事務局 配付資料に基づき、花巻市水防計画の見直しの概要、素案の内容について説明。

議 長 質疑及び意見を求める・

(質疑等無し。)

議 長 花巻市水防計画案について、原案のとおりとして答申してよろしいか。

(「異議なし」により、原案のとおり異議がないことを決定。)

議 長 議事(3)花巻市地域防災計画（見直し案）について説明を求める。

事務局 配付資料に基づき、花巻市地域防災計画の見直しの目的、概要、素案の内容について説明。

議 長 今後の予定について事務局に説明を求める。

事務局 本会議での審議結果と、並行して実施するパブリックコメントと避難所に関する住民説明会で寄せられた意見等を基に、見直し案を修正し、次回の防災会議で審議し、決定することを説明。

議 長 質疑及び意見を求める。

岩手河川国道事務局 避難勧告等発令基準について補足説明。
（避難勧告等の発令基準となる水位は堤防が健全であることを前提とした数値であり、避難勧告等発令基準に記載のあるとおり、漏水等が発見され、危険な状態と判断される場合は、この限りでない旨を説明。）

岩手中部保健所長 資料2-3の124ページ、災害医療コーディネーターについて。
災害医療コーディネーターは、県本部長が委嘱するが、実際の活動の場は市町村（特に対策本部）であり、救護班やボランティアの活動調整を行うことから、市本部長以下に属する組織として明確に記載した方がいいのではないかと。

事務局 見直し案の修正にあたって、岩手中部保健所に相談にうかがうことを説明。

教育長 資料2-3の36ページ、土砂災害予防について。
花巻小学校、矢沢小学校、大迫中学校が土砂災害警戒区域内の要配慮者施設として記載されているが、花巻小学校にあっては指定緊急避難場所及び指定避難所、矢沢小学校にあっては指定避難所となっている。
住民から、避難所としての利用に関して、安全性を危惧する声があがることも考えられるが、この点はどう整理しているのか。

事務局 花巻小学校は、河川洪水災害時の指定緊急避難場所であり、土砂災害のおそれがある場合は指定緊急避難場所として開設しないことを説明。
また、指定避難所は、被災後の生活場所として利用するものであり、災害発生時やそのおそれが高まっている場合に緊急避難する場所ではないことを説明。

議 長 花巻小学校については、河川洪水時のみ開設する指定緊急避難場所であることをよりわかりやすく表記するのがいいのではないかと。

事務局 誤解を与えないように表記を改めることを説明。

財務部長 指定避難所に旧前田小学校の記載がある。現在は違う名称の施設になっているが、指定避難所としての利用に問題はないかと。

事務局 旧前田小学校は、体育館の部分について、指定避難所として利用できることを施設所管課から確認していることを説明。

議 長 旧前田小学校体育館と記載するのがよいだろう。

事務局 承知しました。

議 長

(委員から質疑等の有無を確認し、質疑等が無かったため議事を終了。)

午後 5 時 30 分 閉会